

令和 5 年 5 月 26 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03401

研究課題名（和文）協調的行動規制の多角的検討

研究課題名（英文）Coordinated Effects of Mergers

研究代表者

中川 晶比兒（Nakagawa, Akihiko）

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：20378516

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、独占禁止法による企業結合規制において、競争制限的な横並び行動と適法な横並び行動を識別できるかを検討し、協調的行動が懸念される状況を客観的な指標で特定できる基準を構築した。については、横並び行動が観察されたことだけでは、競争制限的な協調的行動なのか適法な同質的行動なのかを識別できないとの結論に至り、横並び行動に基づいて協調的行動の予測を行うことは慎重になるべきであって、少なくとも他の証拠による補強が必要であるという結論を得た。については、協調的行動による競争の実質的制限の予測で最も焦点を当てるべき客観的指標は、首位企業を中心とする企業間の費用格差であることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

企業数が少ない市場での競争企業間の横並び価格は、競争制限的な行為だと受け止められやすい。しかし本研究は、横並び価格は競争の結果としても生じうるため、このような事実だけで安易に法的な介入を行うべきでないことを示した。企業結合後に残った企業が協調的に値上げするのではないかという懸念は、企業結合を独占禁止法が規制する一つの理由になっているが、規制基準が曖昧であることが長年の課題となっていた。本研究は、規制基準の中でも、企業間の費用格差が最も重要であることを複数のモデルで確認し、優先的に規制すべき状況を明確化した。

研究成果の概要（英文）：This study addresses two questions regarding coordinated effects of horizontal mergers. First, when should there be a major concern with coordinated effects of mergers? Through a numerical analysis of the profit increase from collusion in triopoly markets, this study shows that markets in which the collusive profit increase is durable despite cost asymmetries deserve to be prioritized. The second question relates to why mergers increase outsiders' incentives to collude. This study shows that the identity of exiting firms can inform the remaining firms in the market that they are eligible to engage in profitable collusion with tolerable cost asymmetries.

研究分野：独占禁止法

キーワード：協調的行動 水平合併 tacit collusion 非対称費用

1. 研究開始当初の背景

独占禁止法による現行の企業結合規制実務では、競争企業間の横並び価格といった同質的行動を、適法な並行行為と競争制限的な協調的行動に識別できていないのではないかと、という疑問が本研究の端緒である。この疑問に答えられなければ、企業結合前の横並び行動は、なぜ協調的行動の証拠の一つとして使えるのかを説明できない。また、不当な取引制限の禁止規定によるカルテル規制と比べて、はるかに少ない証拠で、企業結合後の協調的行動を予測できることの説明ができない。協調的行動を根拠とした企業結合規制の説得力を高めるためには、これらの疑問に解答を与えなければならない。本研究の解明課題は二つである。第一に、競争制限的な横並び行動と適法な横並び行動はいかにして識別できるか。第二に、横並び行動が見られなくても、協調的行動が懸念される状況を客観的な指標で特定することができるか。

2. 研究の目的

本研究の目的は、適法な横並び行動と競争制限的な協調的行動を識別する基準を構築し、協調的行動による競争の実質的制限を根拠とした企業結合規制の判断基準をより明確化することである。具体的には、企業間の費用の非対称性や商品の差別化、均衡価格水準といった客観的な指標を用いて、違法な協調的行動を予測できる基準構築を目標とする。

3. 研究の方法

第一の解明課題については、競争制限的な横並び行動と適法な横並び行動の識別基準を構築するため、プライスリーダーシップに関する経済学の先行研究を分析し、自らもゲーム理論を用いたモデル分析で再現を行った。プライスリーダーシップに関する文献としては、ゲーム理論を用いた文献(1980年代以降)だけでなく、それ以前の古典的な(1930年代以降の)経済理論文献及びケーススタディも調査した。

第二の解明課題について、競争制限的な協調的行動が懸念される状況を、市場構造等の客観的な指標から特定するため、ゲーム理論を用いたモデル分析を行った。すなわち、3社市場においてお互いに利潤増加となるような協調的な値上げが可能なのはどのような状況か、繰り返しゲームと静学的ゲームの両方について検討した。また協調的行動による弊害発生の有無が判定された事後検証レポートを用いて、理論的な分析結果との整合性を検証すると共に、協調的行動による競争の実質的制限の実証的手法に関する研究文献も調査した。

4. 研究成果

第一の解明課題については、横並び行動が観察されたことだけでは、競争制限的な協調的行動なのか適法な同質的行動なのかを識別できないとの結論に至った。これは、各企業が独立して意思決定をした結果(競争の結果)としても、追隨的な行動が起こることを、ゲーム理論による理論的な分析から確認できたためである。理論分析ではクールノー(数量競争)モデルと差別化財のベルトラン(価格競争)モデルの両方を用いた。数量競争の場合には、先手と後手が順番に意思決定を行う均衡の方が、同時手番の場合よりも、市場全体の数量は増加し、市場価格も下がるから、追隨的な行動がとられる場合の方が競争的である。また、先手の利潤は同時手番よりも増加するが、後手の利潤は減少するため、追隨的行動について両者の利害は対立し、競争制限的な協調的行動とはいえないことが明らかである。価格競争の場合には、効率的な企業が先手となり、後手との費用格差が一定程度以内におさまる場合には、同時手番の場合と比べて両者ともに価格及び利潤が増加する場合がある。しかし、これは各社が独立の意思決定をした結果として実現されるため、やはり競争制限的な協調的行動とみることはできない。企業間の費用格差が小さい状況は、費用の対称性が高い状況であるから、協調的行動が懸念される典型的な場合とされてきた。しかしながらそのような状況でも、競争的な同質的行動がありうることを確認できた。以上の検討結果から、横並び行動に基づいて協調的行動の予測を行うことは慎重になるべきであって、少なくとも他の証拠による補強が必要である。

第一の解明課題の検討過程において、「協調的行動」の定義自体を厳密に行うべきことが明らかになった。我が国の企業結合ガイドラインでは、1社の価格引上げに「追隨して」他の事業者が商品の価格を引き上げる場合を想定した書き方になっている。しかし、この定義では単独行動による競争の実質的制限と区別できないし、第一の解明課題で明らかにした同質的行動を協調的行動と同視してしまうことになりかねない。そこで、例えば他社も追隨した場合に初めて実現できるような値上げ行動といった定義を与えることが必要となる。

しかし協調的行動をこのように定義したことにより、さらなる疑問が生じた。企業結合を契機にして、なぜ企業結合当事会社以外の会社(以下、「アウトサイダー」という。)は、協調的に値上げをする誘因を持つのか。このような疑問は、これまで法学者の間でも十分に検討されてこなかった。協調的行動が起こりやすい場合を説明する理論として、よく知られているマーベリック理論では、これに答えられないことが明らかになった。マーベリック企業は協調的行動を困難にする存在であって、それが企業結合によって独立事業者でなくなれば、協調的行動が容易になるというのがこの理論である。しかし、当事会社以外のアウトサイダーのうちどの企業が協調的行動に参加するのか、この理論は何ら答えを持たない。むしろ協調的行動を行う企業の特定を省略しているのがこの理論である(論文)。この疑問については、第二の解明課題の検討を通して

取り組むことになった。

第二の解明課題については、企業結合当事会社とアウトサイダーとの費用格差が一定範囲内であれば協調的行動がお互いにとって利益となること、数量競争の場合と価格競争の場合で、協調的行動を特に懸念すべき市場構造は異なりうることを明らかにした（論文 ）。

第二の解明課題については紆余曲折があった。まず最初に取り組んだのは、企業結合を契機にしてアウトサイダーが協調的に値上げする誘因を持つことを、理論モデルで説明することである。具体的には、先手と後手に分かれて意思決定するゲームで、先手が後手による逸脱を織り込んだ形で両者にとって利潤が増加するような均衡は求められないか検討した。分析の結果、逐次手番ゲームでは協調的な行動を実現することは困難であることが分かった。数量競争では、先手が敢えて供給量を減らすと、自分の利潤が減ってしまうか、後手の利潤が減ってしまうので、お互いにとって利潤増加となるような行動は取れない。また、価格競争の場合には費用格差が一定以上存在する場合に、お互いに利潤増加となる場合がありうるが、先手の利潤増加は僅少であるため、このようなインセンティブは規制対象としてとりあげるに値しない。このようなモデルを敢えて模索したのは、アウトサイダーが企業結合を契機に協調的行動をとる誘因を持つことを、繰り返しゲーム理論に基づく tacit collusion の伝統的分析手法では説明できないと考えたからである。また、Loertscher & Marx (2020)や Farrell & Baker (2021)といった最近の論文が、逸脱に対する制裁を議論せず、tacit collusion の伝統的分析手法とは異なったアプローチを取っていることも追い風になった。結局のところ、逸脱を織り込んだ形での協調的行動を理論モデルの中で説明することはできなかったが、企業間にある程度費用格差があってもお互いに利潤増加となる場合がありうることに関心を移すことができた。

最終的な研究作業として、企業間にどの程度の費用格差があっても、なお協調的行動がお互いにとって利益になるかを、3社市場の理論モデルを使い、特定のパラメータで分析することにした。その結果、同質財の数量競争市場では、上位2社の費用格差が特に小さい場合に、協調的行動が最も懸念されるべきであること、差別化財の価格競争市場では、2位以下の複数企業の費用格差が小さい場合に、協調的行動が最も懸念されるべき典型的な市場構造であることを示した（論文 ）。この分析結果からすれば、協調的行動による競争の実質的制限の予測で最も焦点を当てるべき客観的指標は、首位企業を中心とする企業間の費用格差ということになる。

最後に、アウトサイダーが企業結合を契機に協調的行動をとる誘因を持つのはなぜかを、経済理論の外で解明することを試みた。当初の分析作業ではこれを理論モデルの中で説明しようと試みたが、できなかったからである。結論的には、協調的行動が利益となるような費用格差の範囲内にあるかどうかを、企業結合を契機に、アウトサイダーを含む残存企業が知りうる場合に、アウトサイダーの協調的行動のインセンティブを説明できる。退出する企業の属性及び順位を見れば、その企業がどのような費用状況にあるのかをある程度予測でき、アウトサイダーがそれよりも効率的ならば、協調的行動で利潤が高まるグループに属するの可否かを、アウトサイダーも当事会社も知りうるからである。このような推測は、企業数が少ないほど容易となる。（論文 ）

そのほか、本研究の過程での主要な研究成果として以下のものを発表した。（ア）現行の企業結合規制実務では、協調的行動の起こりやすさを様々な市場要因に基づいて判断するチェックリスト方式を採用している。しかし、産業によってはおよそ協調的行動が起こりにくい分野も存在するところ、現行のアプローチではそれらを識別できていない。協調的行動が起こりにくいと考えられる代表的な産業として、いわゆるグローバル戦略をとる産業が考えられる（論文 及び ）。（イ）協調的行動に基づく企業結合規制が全体的に下火になっていること理由として、tacit collusion に基づくチェックリストアプローチが説明力に乏しいことに加えて、競争制限的な協調的行動がどれほど頻繁に起こるのかに関する事実認識の違いがある。このような事実認識は、法の解釈適用の態度に影響するものの、一般的な事実命題自体は法の解釈適用にあたって直接の検討対象になりにくいいため、特に規制消極派の信念は修正しにくく、現状維持バイアスが強く働く（論文 ）。（ウ）繰り返しゲーム理論による tacit collusion の知見を利用して、主導的事業者に対する課徴金の割増規定の説明を試みた（論文 ）。

<引用文献>

論文 Akihiko Nakagawa, Priorities in Coordinated Effects of Mergers, Working Paper (2023).

論文 中川晶比兒「グローバル化時代の独占禁止法：国際的な法形成起点と域外適用」社会科学研究 69 巻 1 号 91 頁（2018 年）。

論文 中川晶比兒「グローバル化時代の独占禁止法：国際的な法形成起点と域外適用」浅野有紀ほか編著『政策実現過程のグローバル化』所収 11 頁（2019 年）。

論文 中川晶比兒「行政主導で競争法を発展させる」アメリカ法 2022-1 号 98 頁（2022 年）。

論文 中川晶比兒「不当な取引制限規制の課題」公正取引 871 号 15 頁（2023 年）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 5件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 871
2. 論文標題 不当な取引制限規制の課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 15-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 2022-1
2. 論文標題 行政主導で競争法を発展させる	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 98-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 842号
2. 論文標題 地区の受注調整が、これに後続する全国的な価格協定の下でも行われたとされた事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 55 63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻
2. 論文標題 グローバル化時代の独占禁止法：国際的な法形成起点と域外適用	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 浅野有紀・原田大樹・藤谷武史・横溝大【編著】『政策実現過程のグローバル化』（商事法務）	6. 最初と最後の頁 11 30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 829号
2. 論文標題 生産性の企業間格差と勝者総取り	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 80 80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 1165号
2. 論文標題 入札談合事件における基本合意の認定と課徴金対象物件の推認	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 57 64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 69巻1号
2. 論文標題 グローバル化時代の独占禁止法：国際的な法形成起点と域外適用	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 社会科学研究	6. 最初と最後の頁 91 127
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中川晶比兒	4. 巻 234号
2. 論文標題 非水平型企業結合(1)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 金井貴嗣・泉水文雄・武田邦宣【編】『別冊ジュリスト 経済法判例・審決百選〔第2版〕』(有斐閣)	6. 最初と最後の頁 98 99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中川晶比兒
2. 発表標題 入札談合事件における基本合意の認定と課徴金対象物件の推認
3. 学会等名 独占禁止法判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中川晶比兒
2. 発表標題 ビッグデータ・ビジネスにおける個人情報の利用と差別
3. 学会等名 北海道大学経済法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中川晶比兒
2. 発表標題 独禁法学からみた携帯電話市場における競争
3. 学会等名 慶応経済法研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 岸井大太郎・大槻文俊・中川晶比兒・川島富士雄・稗貫俊文	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 497
3. 書名 経済法 独占禁止法と競争政策 第9版補訂	

1. 著者名 岸井大太郎・大槻文俊・中川晶比兒・川島富士雄・稗貫俊文	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 508
3. 書名 経済法 独占禁止法と競争政策〔第9版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

『社会科学研究』アーカイブ https://web.iss.u-tokyo.ac.jp/jss/pdf/jss6901_091127.pdf 中川晶比兒 Akihiko (Aki) Nakagawa http://lex.juris.hokudai.ac.jp/~aki/materials/mobile20170802.pdf https://lex.juris.hokudai.ac.jp/~aki/materials/NakagawaPriorities2023.pdf
--

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------